

**令和元年度 第3回 佐倉市成年後見制度利用促進に関する検討会
議事録**

〔会議概要〕

日 時	令和元年 12月 20日（金） 午後3時から午後5時00分まで
場 所	佐倉市役所 議会棟1階 第1委員会室
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（最終）について</p> <p style="padding-left: 20px;">（2）今後の予定について</p> <p style="padding-left: 20px;">（3）その他</p> <p>3. 閉会</p>
出席委員 委員 6名 オブザーバー 3名	<p>委 員： 奥 敦士（弁護士）</p> <p style="padding-left: 40px;">菊池 薫子（司法書士）</p> <p style="padding-left: 40px;">高美 修次（社会福祉士）</p> <p style="padding-left: 40px;">金末 利夫（行政書士）</p> <p style="padding-left: 40px;">深沢 孝志（佐倉市社会福祉協議会）</p> <p style="padding-left: 40px;">佐藤 智之（地域包括支援センター）</p> <p>オブザーバー： 富盛 秀樹（千葉家庭裁判所）</p> <p style="padding-left: 40px;">山本起美代（千葉家庭裁判所）</p> <p style="padding-left: 40px;">山中 逸郎（千葉家庭裁判所佐倉支部）</p> <p>※欠席委員： 近藤 美貴（障害者相談支援事業所を有する団体の職員）</p> <p style="padding-left: 40px;">杉山 功（学識経験者）</p>
事務局	<p>福祉部長・佐藤幸恵</p> <p>高齢者福祉課：包括支援班長・佐久間丈幸、包括支援班・秋葉直子</p> <p>障害福祉課：課長・山本淳子、地域生活支援班長・杉本康治</p> <p>佐倉市社会福祉協議会：権利擁護班長・岡本祥子</p>
傍聴人	なし

〔会議概要〕

発言者	内容
○障害福祉課長 (山本)	<p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日は年末の皆様大変お忙しい中、「令和元年度第3回成年後見制度利用促進に関する検討会」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本来は11月8日の開催を予定しておりましたが、台風・大雨の災害対応によりやむを得ず延期となりました。</p> <p>本日、司会を務めさせていただきます、障害福祉課長の山本でございます。よろしく願いいたします。なお、本日の会議でございますが、議事録作成のために録音しておりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>本日、会長と、G委員は、ご欠席との連絡をいただいております。会長の欠席につきまして、「成年後見制度利用促進に関する検討会設置要綱」第5条第3項の規定により、あらかじめ指名する委員がその職務を代理することになっております。</p> <p>職務代理者としてA委員が指名されておりますので、本日は、A委員に代理をお願いしたいと存じます。</p> <p>また、オブザーバーとして千葉家庭裁判所の方にご出席をいただいております。前回に引き続きまして、千葉家庭裁判所、千葉家庭裁判所佐倉支部よりご出席をいただいております。</p> <p>それでは要綱第6条に基づきまして、A委員に議長をお願いいたします。</p>
●会長職務代理者	<p>規定によりまして、会長の職務代理にて会議の議長を務めることとなります。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、本日の委員の出席状況でございますけれども、成年後見制度利用促進に関する検討会設置要綱第6条第2項によりまして「検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。</p> <p>本日は、2名の委員が欠席でございますが、委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>また、本日の会議の傍聴人はいないとのことですので、このまま議事に移らせていただきます。</p> <p>議事(1) 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画(最終案)について審議したいと思っております。それでは、事務局より説明をお願い致します。</p>
○高齢者福祉課 (佐久間)	<p>資料(3)が計画の最終案でございますが、前回の検討会で出されました意見と、その他に委員の皆様からいただきました意見への対応案として、資料(4)にまとめました。本日は、この資料に沿い、説明をさせていただきます。資料(3)、資料(4)と、参考データを掲載しました</p>

<p>●会長職務代理者</p> <p>●各委員</p> <p>●C委員</p> <p>●会長職務代理者</p> <p>○高齢者福祉課 (佐久間)</p> <p>●B委員</p>	<p>資料（５）をご用意ください。</p> <p>～資料（３）（４）（５）により説明～</p> <p>ただいま事務局からの説明のありました内容について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>【字句の加除訂正に関する指摘】※ページ順</p> <p>①P 1 2行目 「後見人など」→「<u>成年後見人等</u>」</p> <p>②P 13 表の数値に関する説明を上段・高齢者の表にも追記</p> <p>②P 17 2行目 改行後の空白の削除 3行目 文章中の空白の削除</p> <p>③P 20 表 地域包括支援センターの業務内容 「<u>成年後見制度利用促進</u>」→「<u>成年後見制度利用支援</u>」</p> <p>④P 22 5（１）9行目 「知っている」→「<u>よく知っている</u>」</p> <p>⑤P 32 1 1行目 「度」重複削除</p> <p>⑥P 33 3 1行目 「後見人等候補者」→「<u>成年後見人等候補者</u>」</p> <p>11ページの下段の表「市内要介護認定者の『認知症高齢者の日常生活自立度』」について、Ⅱ～Mランクの合計人数の表記は必要でしょうか。説明で記載されているので、無くとも理解できると思います。検討してください。</p> <p>また、15ページ上段の表「新規の成年後見等申立に対し選任された後見人等」は、佐倉市に住所地がある方について親族後見人が多く選任されていることが良くわかるものです。平成30年であれば、35.4%であり、国の23.2%と比較してもかなりの高率です。これは、基本計画第4章の説明にもつながるものですので、改めて、この部分でその点を述べても良いのではないのでしょうか。</p> <p>5（１）市民意識調査について、22ページで調査結果への説明がありますが、23ページのグラフとの関連性がわかりにくいので、文章に「グラフ参照」と追記するか、23ページにグラフに標題をつける等、表現を工夫してください。</p> <p>事務局で検討し、修正します。</p> <p>資料（５）の2～3ページ 市民意識調査のクロス集計結果について、</p>
--	--

	<p>地区別にデータが出されていますが、これをもとに広報活動等の展開に活用していくということによろしいでしょうか。</p>
○高齢者福祉課 (佐久間)	<p>その通りです。</p>
●C委員	<p>クロス集計の結果について、出された構成比の数値は、「ある」と回答した男女比、「ない」と回答した男女比（選択項目ごとの比）となっています。全体について回答項目ごとに性別の構成比等があればわかりやすいと思います。</p>
○高齢者福祉課 (佐久間)	<p>ご指摘のあった方法でのデータの依頼をしていなかったため、今後確認をした上で活動の参考にしたいと思います。</p>
●C委員	<p>是非そうしてください。数字を適切に捉えなければ、プロモーション先を誤ることになると思います。</p>
○高齢者福祉課 (佐久間)	<p>再確認し、検討いたします。</p>
●会長職務代理者	<p>38ページの「成年後見制度研修会・講演会の開催」について、平成30年度の開催は2回ということによろしいですか。</p>
○高齢者福祉課 (佐久間)	<p>そのとおりです。</p>
●D委員	<p>41ページのイメージ図について、「直接申立」の場合にのみ、矢印の先に「家庭裁判所」の枠があります。中核機関等へ相談した場合には家庭裁判所は関わらないような誤解を招く恐れがあります。「家庭裁判所」の枠が全体にかかるようにしてはどうでしょうか。</p>
□千葉家庭裁判所	<p>「家庭裁判所」の枠から下へ矢印があり、「審判請求」とされているため、家庭裁判所と別の機関が審判を行うイメージになってしまうのではないのでしょうか。</p>
●D委員	<p>「相談支援体制の目指す姿」ですので、「申立」を考慮しないのであれば削除するか、若しくは、家庭裁判所を案内されて直接相談に行ってしまう方もいるため、その時には家庭裁判所から中核機関を紹介するという形に表現できれば、相談支援体制のイメージ図になるのではないのでしょうか。</p>

●C委員	<p>「申立」が主のイメージ図になっているように感じます。「直接申立」ではなくて、相談先がわからずに家庭裁判所に来た方に対して中核機関を紹介するとした方がよいのではないのでしょうか。</p> <p>または、権利擁護が必要な方への支援体制のイメージですので、「直接申立」の場合の流れは削除してもよいかもしれません。</p>
□千葉家庭裁判所	<p>後見等の申立を既に決めている方もいますので、直接家庭裁判所へきていただいても構いません。ただし、家庭裁判所は「相談支援」は対応できない機関ですので、単に相談窓口を紹介するイメージであるならば入れないほうがよいかもしれません。</p>
●C委員	<p>「直接申立」という表現から、「問合わせ」にしてはどうですか。</p>
○佐藤福祉部長	<p>イメージ図を見た方が、家庭裁判所へ「問合わせ」「相談」をしてよいと誤解を招くようであれば削除したほうがよいのではないのでしょうか。</p>
□千葉家庭裁判所	<p>イメージ図で、「家庭裁判所」から「中核機関」へ「紹介」の矢印を削除したとしても、本来、中核機関とは連携することとされていますので、問題はないと思います。</p>
●会長職務代理者	<p>イメージ図における「直接申立」の流れはすべて削除するということでよろしいでしょうか。</p>
●F委員	<p>でも実際のところ、直接申立てを行う方もいらっしゃいます。</p>
●会長職務代理者	<p>相談機関は利用せずに自ら申立てをしたいという市民の方が、この相談支援体制の仕組みをどう利用できるか、イメージできなくなってしまうというご意見もあります。</p>
□千葉家庭裁判所	<p>成年後見制度利用後のイメージ図でも「家庭裁判所」の枠があります。中核機関を通じて本人と成年後見人が家庭裁判所と関連があることはこの図で足りていると思います。</p> <p>相談支援体制のイメージ図は、そもそも制度を利用したほうが良いかどうか困ったり悩んだりしている方への対応であり、あらかじめ利用を決めている方は、家庭裁判所に直接来所されればよいと思います。</p>
○高齢者福祉課 (秋葉)	<p>事務局において「直接申立」の流れをイメージ図に入れた理由は、成年後見制度の利用を考えている方はすべて中核機関等を通さなければ申立てができないというイメージを持たれることがないようにしたいという</p>

	<p>ことにあります。直接申立てを行った方も、制度利用後において困った場合には、中核機関等へ相談していただくことができることをイメージ図にしたいと考えました。これまでの検討の経過で、追加したものです。</p>
<p>●会長職務代理者</p>	<p>今の意見を含めると、直接申立てを行う方について、その申立に向けての途中でも相談できること、利用後も必要であれば相談できることを示せるよう、イメージ図において矢印を入れて各機関につなげてはどうでしょうか。</p>
<p>○佐藤福祉部長</p>	<p>「直接申立」については、中核機関等の相談機関へ繋がっていく「権利擁護支援が必要な方」と並列の表示ではなく、枠の位置を下げ、「相談」する矢印と、「審判請求」を行う矢印を示す形はいかがでしょうか。直接申立を行う術があることは図に示せると思います。</p>
<p>□千葉家庭裁判所</p>	<p>裁判所は判断する機関であり、相談には対応できません。できるだけ、ご本人にとって良い方向へ早めに誘導していただきたいのです。本人が、成年後見制度を利用することが良いと思っても、他の適切なサービスがあるかもしれません。家庭裁判所の知識ではそれについて対応できませんので、相談機関の存在はご本人のためになるものだと思います。イメージ図では、「直接申立」の方から、矢印を相談機関へも向けたらと思います。また、日常生活自立支援事業等のその他のサービスをもっと強調すると良いと思います。</p>
<p>●E委員</p>	<p>実際に、成年後見支援センターには、直接申立をしたいという相談があります。それはご自身の判断・意思をもって相談にみえています。「直接申立」という枠を作り、相談支援機関へ相談する矢印を伸ばしてはどうでしょう。「直接申立」をしたい方の位置を残しておくということです。様々な意味を持つ権利擁護支援が必要な人を位置付けることが、広い意味での相談支援体制になるのではないのでしょうか。</p>
<p>○高齢者福祉課 (佐久間)</p>	<p>現在のイメージ図の「家庭裁判所」を「直接申立」と表記を替え、相談機関への矢印は「照会」から「相談」へ訂正するのはいかがでしょうか。</p> <p>(全員了承)</p>
<p>○高齢者福祉課 (佐久間)</p>	<p>41ページのイメージ図については、このたび大きな変更になりますので、訂正した内容は、後日、委員の皆様にご報告させていただきます。</p>
<p>●会長職務代理者</p>	<p>制度利用開始後の図でも「家庭裁判所」の枠があります。</p>

●E委員	「後見監督」の立場であることを表記すればよいのではないのでしょうか。
○高齢者福祉課 (秋葉)	中段は、「家庭裁判所（成年後見等審判請求・後見人等の決定）」とし、 下段は、「家庭裁判所（後見監督）」としてはいかがでしょうか。
	(全員了承)
○佐藤福祉部長	制度利用前、利用後の支援であることが視覚的にわかるようにもします。
●会長職務代理者	イメージ図は、制度利用前・利用後で1枚にまとめていますが、前・後 で別々にしてはいかがでしょう。
○高齢者福祉課 (佐久間)	制度利用前後の支援は繋がっており、連続性をイメージできる形で表現 したいと思いました。
●F委員	制度利用後において、相談先が中核機関のみとなっています。実際の現 場では、地域包括支援センターも後見人等から相談を受け、ケアマネジ ャー等との調整をして支援し、連携することもあります。 地域連携ネットワーク構成員である権利擁護に係る相談機関も、本人や 成年後見人等から相談を受けること、必要に応じて中核機関へ相談や連 携することをイメージして対応していますので、それが表現できる「相 談」の矢印を追加してほしいと思います。
●会長職務代理者	事務局で対応してください。
○高齢者福祉課 (秋葉)	本日ご欠席のG委員から事前にいただいておりましたご意見です。 43ページ、「知的障害のある方・精神上的の障害のある方を支えるチーム の一例」について、「就労先」をメンバーに入れてはどうか、とのことで ございます。お諮りいただければと思います。
●会長職務代理者	今の意見についていかがでしょうか。
	(全員了承)
●会長職務代理者	それでは、全体を通して、最終案についてご意見があればお願いします。
	(意見なし)
●会長職務代理者	当検討会として、佐倉市成年後見制度利用促進基本計画の最終案につい て、本日出された点を修正していただく前提で、了承すると思

	<p>います。41ページのイメージ図は大幅に変更がありますので、事務局から各委員へ後日報告をお願いします。</p> <p>その他の細かい修正につきましては、会長、会長代行及び事務局に一任をいただければと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(全員了承)</p>
<p>●会長職務代理者</p>	<p>それでは議事(1)についてはこれで終了します。</p> <p>続きまして議事(2)今後の予定について、事務局からお願いします。</p>
<p>○高齢者福祉課 (佐久間)</p>	<p>今後につきましては、これまで頂戴しましたご意見を踏まえ、令和2年2月に庁内の政策調整会議にて諮り、3月にパブリックコメントを実施しましたのち、佐倉市の計画として3月末に確定する予定でございます。</p> <p>また、令和2年度以降の事業展開につきましては、現在、企画・財政部門と協議中でございます。財政状況が苦しい中ではありますが、予算の範囲内で成年後見制度利用促進に向けて施策を検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>●会長職務代理者</p>	<p>議題(2)について、ご質問があればお願いします。</p>
<p>●C委員</p>	<p>来年度以降に、何を、どう行っていくか、具体化してほしいと思います。</p> <p>まず、何月頃から、どう始めるかについて、見通しはありますか。</p>
<p>○高齢者福祉課 (佐久間)</p>	<p>現在は予算要求中にて、具体的な内容を決めることが難しい状況にございます。しかしながら、検討に向けましては、今後予定しております先進地の浦安市・千葉市への視察を踏まえ進めたいと考えております。</p>
<p>●C委員</p>	<p>予算要求の内容はどのようなものであるか教えてください。</p>
<p>○高齢者福祉課 (佐久間)</p>	<p>広報活動、受任調整会議の開催、地域連携ネットワーク構築に向けての活動、市民後見人の育成等に向けて要求を行いました。</p>
<p>●会長職務代理者</p>	<p>予算次第となりますが、予算が十分に確保できなかった場合に向けて、優先的に第一歩として始めることを決めることはできると思います。計画を作ることが目的ではなく、計画を作って成年後見制度の利用を促進し、権利擁護支援を充実させることが最終目標です。今後は、市で計画を進めていただきたいと思います。</p> <p>なお、これまでは専門職の委員で構成された検討会を進めてきましたが、今後も専門職が計画の進捗に関わる予定はありますか。</p>

○高齢者福祉課 (佐久間)	検討会につきましては、計画管理に関して予算要求をしております。今年度より会の開催数は減ることにはなりますが、今後も引き続き、専門職の方々には、ご指導ご鞭撻を賜りたいと存じます。
●会長職務代理者	それでは議題（２）はこれで終わります。 議題（３）その他について、皆様から何かございますか。 (なし)
●会長職務代理者	事務局からありますか。 (なし)
●会長職務代理者	それでは、最後になりますが、これまでオブザーバーとしてご参加いただきました千葉家庭裁判所の方々からご意見やご感想をお願いします。
□千葉家庭裁判所	私は今年８月に着任し、その後、複数の自治体のこのような検討の場に参加し、貴重な時間を共有させていただきました。最後に裁判所の立場として様々な要望をいたしました。今後引き続き連携させていただきたいと思っております。中核機関は、ご本人にはもちろんですが、裁判所や各機関がご本人を支援するにあたり必要な機関となりますので、早く設置をお願いしたいと思っております。こういった形で前向き取り組んでいただいております、その場に参加できたことはありがたいと思っております。
□千葉家庭裁判所	私は今年度３回参加させていただきました。十分に検討し作っていただきましたので、計画の通りとはなかなかいかないと思いますが、今後進めていただければと思っております。私は、千葉市の意見交換会にもオブザーバーとして参加しています。千葉市では、来年度、相談・広報に力を入れる予定と聞いています。相談・広報活動を進めると、掘り起こしが多くなり、支援者数が増えます。千葉市は、親族が後見人になれない独居者等も多く、結果的に、後見人候補者をどうするかという問題に発展します。動かすとそれだけ仕事は増えます。しかし、ゴミ屋敷に一人で生活していた高齢者の方が、制度を利用したことで、綺麗な服を身に付け、入浴することができたと聞くと家庭裁判所の職員としても嬉しく思います。家庭裁判所でも協力してまいりますので、頑張ってくださいと思っております。
□千葉家庭裁判所 佐倉支部	ありがとうございました。 基本計画の作成にあたり、市の方も大変だったと思っております。お疲れ様でした。来年度から実施に向けては、家庭裁判所としても色々協力してい

<p>●会長職務代理者</p>	<p>きたいとので、声をかけていただければと思います。</p> <p>なお、令和2年2月6日、千葉家庭裁判所佐倉支部管内の9つの自治体の方と社会福祉協議会の方にお集まりいただき、それぞれの実施状況をお伺いする予定です。佐倉市は、管内で最も進んでいますので、これまでの取組みやご苦労等お話いただきたいと思っています。</p> <p>千葉家庭裁判所の皆様、ありがとうございました。</p> <p>これにて本日の議事は全て終了いたしました。事務局にお返しいたします。</p>
<p>○障害福祉課長 (山本)</p>	<p>A委員におかれましては、本日の議長をお務めいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様には、年末の本当にお忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございました。</p> <p>平成29年度の意見交換会を経まして、平成30年6月に当検討会を設置して以降、委員の皆様には多大なるご協力をいただきました。昨年度は意見書を作成、提出いただき、本年度は計画の策定にむけて、大変貴重なご意見を頂戴しました。皆様には改めまして深くお礼申し上げます。</p> <p>当委員会の委員の任期は令和2年5月31日までのとなっておりますので、現委員による検討会は今回が最後となりますが、今後共、佐倉市の成年後見制度の利用促進に向けて、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これを持ちまして、令和元年度第3回成年後見制度利用促進に関する検討会」を終了させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>(閉会)</p>